

広島県告示第四百号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定によって、次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則の変更を認可した。

平成二十六年五月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 漁業権者の名称及び住所

1 名称

江の川漁業協同組合

2 住所

三次市三次町一八五七番地の一

二 免許番号

内水共第四十号

三 変更の内容

第五条第一項の表を次のように改める。

魚種	漁具, 漁法	遊漁料
あゆ	投網, 友釣, ちやぐり, 抄網 (つぼさで), たいまち	2日 2,500円 1年 8,000円 (連日券)
	たも網, ちよんがけ, 徒手採捕	2日 1,500円 1年 4,500円 (連日券)
	投網	2日 2,500円 1年 8,000円 (連日券)
こい	投釣, のべなわ	2日 1,500円 1年 4,500円 (連日券)
	のべなわ, ほこづき, あなづり, 箱・籠づけ	2日 1,500円 1年 4,500円 (連日券)
うなぎ	投網	2日 2,500円 1年 8,000円 (連日券)
	竿釣	2日 300円 1年 1,000円 (連日券)
ふなや		